



# 栃木県公報

平成30(2018)年  
11月16日(金)  
第3039号

## 目次

### 告 示

○解除予定保安林	881
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	881
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	882
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定	882
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定辞退	883
○同	883
○土地改良区合併の認可	883
○道路の区域の変更	884
○道路の供用開始	884
○建築基準法による道路の指定	885

### 公 告

○認定鳥獣捕獲等事業の変更及び有効期間の更新	887
○建設業者の監督処分	887
○土地区画整理事業の換地処分の届出	887

## 告 示

### 栃木県告示第584号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30(2018)年11月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
日光市小百字小休戸2595-14（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

### 栃木県告示第585号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年11月16日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0971301551	株式会社むつみコーポレーション 代表取締役社長 玉木 茂	ほっと乃木ショートステイ	那須塩原市石林224-5	平成30(2018)年11月1日	短期入所生活介護
0970203402	株式会社ヤマシタコーポレーション 代表取締役 山下 和洋	株式会社ヤマシタコーポレーション 足利営業所	足利市山川町777番地	平成30(2018)年11月1日	福祉用具貸与
0970203402	株式会社ヤマシタコーポレーション 代表取締役 山下 和洋	株式会社ヤマシタコーポレーション 足利営業所	足利市山川町777番地	平成30(2018)年11月1日	特定福祉用具販売

栃木県告示第586号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年11月16日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0971301551	株式会社むつみコーポレーション 代表取締役社長 玉木 茂	ほっと乃木ショートステイ	那須塩原市石林224-5	平成30(2018)年11月1日	介護予防短期入所生活介護
0970203402	株式会社ヤマシタコーポレーション 代表取締役 山下 和洋	株式会社ヤマシタコーポレーション 足利営業所	足利市山川町777番地	平成30(2018)年11月1日	介護予防福祉用具貸与
0970203402	株式会社ヤマシタコーポレーション 代表取締役 山下 和洋	株式会社ヤマシタコーポレーション 足利営業所	足利市山川町777番地	平成30(2018)年11月1日	特定介護予防福祉用具販売

(高齢対策課)

栃木県告示第587号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年11月16日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	指定年月日	自立支援医療の種類

那須こころの医院	那須塩原市方京1-16-2	那須こころの医院 院長 石川 純一	平成30(2018)年 11月1日	精神通院医療
相田婦人科内科医院	佐野市栃本町1760-1	医療法人相田婦人科内科 医院 理事長 相田 伊智郎	平成30(2018)年 11月1日	精神通院医療
ウエルシア薬局 足利五十部店	足利市五十部町419-1	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 水野 秀晴	平成30(2018)年 11月1日	精神通院医療
ウエルシア薬局 宇都宮築瀬2号店	宇都宮市築瀬町2561-1	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 水野 秀晴	平成30(2018)年 11月1日	精神通院医療
どこでも訪問看護 ステーション田野	益子町上山37-1 ポ ニートA202	株式会社どこでも 代表取締役 坪田 康佑	平成30(2018)年 11月1日	精神通院医療

#### 栃木県告示第588号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30(2018)年11月16日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
佐藤病院	宇都宮市西3-1-1	医療法人親仁会 理事長 佐藤 俊介	平成30(2018)年 11月23日	精神通院医療

#### 栃木県告示第589号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30(2018)年11月16日

栃木県知事 福田 富一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
薬局くすりのサト ウ	大田原市黒羽向町447-3	有限会社 くすりのサト ウ	平成30(2018)年 10月3日	育成医療及び 更生医療

(障害福祉課)

#### 栃木県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30(2018)年11月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 認可年月日  
平成30(2018)年11月7日
- 2 合併後存続し、及び定款を変更する土地改良区の名称  
都賀町土地改良区

3 合併により解散する土地改良区の名称  
真名子土地改良区

(農地整備課)

栃木県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年11月16日から同年12月17日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年11月16日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 つくば益子線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
49	前	芳賀郡益子町大字長堤300-2 から 芳賀郡益子町大字長堤2238-1 まで	8.5～12.3	371.8	
	後	芳賀郡益子町大字長堤300-2 から 芳賀郡益子町大字長堤2238-1 まで	10.9～14.9	371.8	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 石末真岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
62	前	真岡市熊倉町908-9 から 真岡市荒町二丁目13-1 まで	7.9～8.7	25.4	
	後	真岡市熊倉町908-9 から 真岡市荒町二丁目13-1 まで	16.3～17.7	25.4	

III

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 西小埜真岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
77	前	芳賀郡益子町大字長堤414-5 から 芳賀郡益子町大字長堤2238-1 まで	8.5～12.3	394.2	
	後	芳賀郡益子町大字長堤414-5 から 芳賀郡益子町大字長堤2238-1 まで	10.9～14.9	394.2	

栃木県告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年11月16日から同年12月17日まで

一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年11月16日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
294	主 要 地 方 道 桐 生 岩 舟 線	足利市寺岡町字宿郷543-1 から 足利市寺岡町字前川原563-1 まで	平成30（2018）年 11月27日
294	主 要 地 方 道 桐 生 岩 舟 線	佐野市免鳥町字宮1020-2 から 佐野市免鳥町字城ノ前864-3 まで	平成30（2018）年 11月27日

（道路保全課）

栃木県告示第593号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により次のとおり道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成30（2018）年11月16日

栃木県知事 福 田 富 一

道 路 の 種 類	道 路 の 位 置	道路の延長 及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土木事務所
法第42条第1項第4号の規定による道路	真岡市中郷字中根北234-2、244、234-2地先の各一部	延長227.0m 幅員10.5m	平 成 30 (2018) 年 11月7日	真 岡 土木事務所
	真岡市中郷字中根西243、246、249、251-1、251-2、251-4、255-1、255-2、256、267-1、267-2、268-1、269-1、243地先、246地先、251-4地先、256地先の各一部	延長260.7m 幅員6.0m	平 成 30 (2018) 年 11月7日	真 岡 土木事務所
	真岡市中郷字中根北234-1、235-1、236-1、237-1、239、226-1地先、237-1地先の各一部	延長142.6m 幅員6.0m	平 成 30 (2018) 年 11月7日	真 岡 土木事務所
	真岡市中郷字中根北234-2、240、240-2、296-2、570、234-2地先、240地先、240-2地先、296-2地先、570地先の各一部 真岡市中郷字中根西269-1、269-1地先の各一部	延長67.0m 幅員6.0m	平 成 30 (2018) 年 11月7日	真 岡 土木事務所
	真岡市中郷字中根10-1、10-2、11、12の各一部 真岡市中郷字中根北242-1、242-2、242-3、242-4、242-4地先の各一部	延長76.4m 幅員6.0m	平 成 30 (2018) 年 11月7日	真 岡 土木事務所

真岡市中郷字中根 9、9-2、10-1、10-2、11、14-3、10-1 地先、14-3 地先の各一部 真岡市中郷字中根西245、245-2、245-3、249、245-3 地先の各一部	延長86.0m 幅員6.0m	平成 30 (2018) 年 11月 7日	真 岡 土木事務所
真岡市中郷字中根西259-1 地先の一部 真岡市熊倉町字タヶ内910-2、911-7の各一部	延長27.5m 幅員6.0m	平成 30 (2018) 年 11月 7日	真 岡 土木事務所
真岡市中郷字中根 7、8、9、9-2、15、15-2、8 地先、15-2 地先の各一部	延長109.2m 幅員6.0m	平成 30 (2018) 年 11月 7日	真 岡 土木事務所
真岡市中郷字中根 2-2、3-1、3-4、3-5、3-6、6、7、8、8-2、9、9-2、15、15-2、16-1、16-3、6 地先、8 地先、8-2 地先の各一部 真岡市中郷字中根北 7-2	延長115.0m 幅員6.0m	平成 30 (2018) 年 11月 7日	真 岡 土木事務所
真岡市中郷字中根 2-2、2-6、3-1、3-4、3-7、3-8、4-1、5-1、16-1、16-3、16-4、3-4 地先、3-8 地先、16-3 地先、16-4 地先の各一部、2-3	延長98.5m 幅員6.0m	平成 30 (2018) 年 11月 7日	真 岡 土木事務所
真岡市中郷字中根西 266-1、266-2、267-1、268-1、268-5 の各一部	延長59.0m 幅員6.0m	平成 30 (2018) 年 11月 7日	真 岡 土木事務所
真岡市中郷字中根北 225-5、235-1、225-5 地先の各一部	延長37.0m 幅員6.0m	平成 30 (2018) 年 11月 7日	真 岡 土木事務所
真岡市中郷字中根北 234-1、234-2、235-1、296-2、570、234-2 地先、235-1 地先、570地先の各一部	延長49.0m 幅員6.0m	平成 30 (2018) 年 11月 7日	真 岡 土木事務所
真岡市中郷字中根 10-1、10-1 地先の各一部 真岡市中郷字中根西 242-5、245、245-3、245-3 地先の各一部 真岡市中郷字中根北 242-2、244、296-2、570、242-2 地先、570地先の各一部	延長76.3m 幅員6.0m	平成 30 (2018) 年 11月 7日	真 岡 土木事務所
真岡市中郷字中根 9、9-2、12、14-1、14-2、14-3、15、15地先の各一部 真岡市中郷字中根北 240、240-2、242-3、242-3 地先の各一部	延長116.3m 幅員6.0m	平成 30 (2018) 年 11月 7日	真 岡 土木事務所
真岡市中郷字中根 6、7、9、9-2、10-1、6 地先の各一部 真岡市中郷字中根西 249、251-3、251-4、251-3 地先の各一部、249地先	延長72.2m 幅員6.0m	平成 30 (2018) 年 11月 7日	真 岡 土木事務所

(建築課)

**公 告**

## ○認定鳥獣捕獲等事業の変更及び有効期間の更新

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の規定による変更の認定及び同法第18条の8第2項の規定による有効期間の更新をしたので、同法第18条の7第2項及び同法第18条の8第6項で準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成30(2018)年11月16日

栃木県知事 福田 富一

認定鳥獣捕獲等事業者の名称	住 所	代 表 者 の 氏 名	変 更 事 項	変 更 及 び 更 新 年 月 日
一般社団法人栃木県 猟友会	栃木県宇都宮市上戸祭町 60番地1 栃木防災(株)2階	板橋 一好	鳥獣捕獲等事業の実施 体制に関する事項	平成30(2018)年 10月26日

(自然環境課)

## ○建設業者の監督処分

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30(2018)年11月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 処分をした年月日  
平成30(2018)年11月9日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社小幡工務店  
真岡市若旅1431番地  
代表取締役 小幡 健一  
栃木県知事許可(般-27)第18734号
- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令  
(1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業に係る営業の全部  
(2) 停止を命ずる期間  
平成30(2018)年11月19日から同月21日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実  
株式会社小幡工務店並びに同社の役員が、労働基準法違反により、平成30(2018)年4月26日、真岡簡易裁判所において、それぞれ罰金20万円に処する旨の略式命令を受け、これが確定したこと(建設業法第28条第1項第3号該当)。

(監理課)

## ○土地区画整理事業の換地処分の届出

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、足利佐野都市計画事業西浦・黒袴土地区画整理事業の地区内の土地について次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成30(2018)年11月16日

栃木県知事 福田 富一

換地処分の年月日

平成30(2018)年10月30日

換地処分の内容

平成30 (2018) 年 9 月 3 日付け栃木県指令都計第212号で認可した換地計画のとおり。

(都市計画課)